

# 電気事業法および関連法の改正に伴う内容変更

令和 5 年 3 月 20 日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

下記書籍の記載内容は、次の改正後の内容に置き換えてご使用ください。

## おやすみ前に 30 分 第二種電気工事士筆記試験

2018 年 3 月 20 日第 1 版第 1 刷発行

箇所	改正前	改正後
134 ページ 一般用電気工作物の適用範囲 1～3 行目	一般用電気工作物 → 600V 以下の低圧で受電し、発電設備（小出力発電設備を除く）を有しない同一構内に設置する電気工作物です。	一般用電気工作物 → 600V 以下の低圧で受電し、発電設備（ <b>一般用電気工作物となる小規模発電設備</b> を除く）を有しない同一構内に設置する電気工作物です。
134 ページ 一般用電気工作物の適用範囲 6～7 行目	小出力発電設備 → 太陽電池発電設備 – 出力 50kW 未満 <b>風力発電設備</b> – 出力 <b>20kW 未満</b> 水力発電設備 – 出力 20kW 未満で最大使用	<b>一般用電気工作物となる小規模発電設備</b> → 太陽電池発電設備 – 出力 <b>10kW 未満</b> 水力発電設備 – 出力 20kW 未満で最大使用
134 ページ 下段囲み	小出力発電設備（合計出力 50kW 以上を除く）	<b>一般用電気工作物となる小規模発電設備</b> （合計出力 50kW 以上を除く）
135 ページ 問題① 選択肢ニ	二、低圧受電で、受電電力の容量が 40kW、出力 15kW の太陽電池発電設備を備えた幼稚園	二、低圧受電で、受電電力の容量が 40kW、出力 <b>5kW</b> の太陽電池発電設備を備えた幼稚園
135 ページ 問題① 答え	低圧受電で、小出力発電設備（太陽電池発電設備 50kW 未満）は一般用電気工作物です。	低圧受電で、 <b>出力 10kW 未満の太陽電池発電設備は、一般用電気工作物となる小規模発電設備</b> です。
135 ページ 問題② 選択肢ロ	□、低圧で受電するものは、小出力発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。	□、低圧で受電するものは、 <b>出力 5kW の小規模発電設備</b> を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。
135 ページ つまりポイント	一般用電気工作物となる小出力発電設備は、太陽電池 50kW 未満、 <b>風力・水力</b> 20kW 未満、内燃力・燃料電池 10kW 未満です。	一般用電気工作物となる <b>小規模発電設備</b> は、太陽電池 <b>10kW 未満</b> 、水力 20kW 未満、内燃力・燃料電池 10kW 未満です。

※法改正の詳細は、次ページをご確認ください。

# 電気事業法および関連法の改正について

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が20kW未満の風力発電設備、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更されました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																														
<p>●改正前</p>	<p>●改正後</p>																													
<p><b>小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要</b></p>																														
<p>●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="5">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	<p>●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満 10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="3">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満																													
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
<p><b>第二種電気工事士の資格範囲</b></p>	<p>電気工事士法 第3条第2項（電気工事士等）</p>																													
<p>●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事</p>	<p>●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 (※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない。)</p>																													
<p><b>電気工事の定義</b></p>																														
<p>●改正前 「電気工事」とは、一般用電気工作物又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>	<p>●改正後 「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>																													